

国民健康保険税の軽減措置について

国民健康保険税には次のような軽減措置があります。

低所得世帯に対する軽減（申請不要）

低所得世帯の負担軽減のため、世帯の前年の所得金額が一定以下の場合に、均等割と平等割が軽減されます。

軽減割合	所得基準（世帯主、加入者、特定同一世帯所属者 ^{※1} の前年の所得金額）
7割	43万円＋（給与所得者等 ^{※2} の数－1）×10万円 以下
5割	43万円＋（給与所得者等 ^{※2} の数－1）×10万円 ＋31万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者 ^{※1} 数） 以下
2割	43万円＋（給与所得者等 ^{※2} の数－1）×10万円 ＋57万円×（加入者数＋特定同一世帯所属者 ^{※1} 数） 以下

※1 国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者となった方で、国民健康保険の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。ただし、特定同一世帯所属者がその世帯から抜けたり、世帯主が変更となった場合には該当しません。

※2 一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方です。該当する方がいない場合、（給与所得者等の数－1）はゼロとして計算します。

【留意事項】

- ①前年の所得を申告していない方がいる世帯は、軽減を受けることができません。市外在住で本市の国民健康保険に加入している方や、1月2日以降に転入した方は1月1日の住所地で申告をしてください。
- ②軽減判定用の所得金額は国民健康保険税の所得割の計算に用いる所得金額と異なります。
 - ・65歳以上の公的年金等受給者は、公的年金等の所得から15万円を控除します。
 - ・青色事業専従者給与額や事業専従者控除額は事業主の所得とし、専従者への給与はなかったものとみなします。
 - ・分離譲渡所得は、特別控除前の所得金額で判定します。

出産予定、出産した方に対する軽減（要申請）

出産する方の産前産後期間相当分の所得割と均等割が免除されます。

※妊娠85日以上の出産が対象です。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合を含む）

【対象期間（産前産後期間）】

	産前産後期間4ヶ月						
単胎妊娠	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
多胎妊娠	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	主産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
	産前産後期間6ヶ月						

失業者に対する軽減（要申請）

倒産、解雇、雇い止めなどの会社都合で退職された方が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の計算対象となる離職者本人の給与所得を100分の30とみなして計算します。

【対象者】

- ①離職時65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証（ハローワーク発行）の離職理由が以下のいずれかに該当する方

番号	非自発的失業となる離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上の雇い止め通知書あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置（申請不要）

後期高齢者医療保険に移行することによって国民健康保険加入世帯の負担が大きく変わることのないように、次の緩和措置が図られます。

- ①低所得世帯に対する軽減の判定

特定同一世帯所属者の所得及び人数を含めて判定を行います。

- ②平等割額の軽減

同一世帯員が後期高齢者医療保険へ移行することにより、国民健康保険加入者が1人となる世帯について最大8年間平等割額が軽減されます。

- ・最初の5年間 医療分と後期分の平等割額の1/2を減額
- ・残りの3年間 医療分と後期分の平等割額の1/4を減額

- ③被扶養者であった方の減免

被用者保険（会社の健康保険など）から後期高齢者医療保険へ移行することにより、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）について次のような減免が受けられます。

- ・所得割額 全額免除
- ・均等割額 2年間半額
- ・平等割額 旧被扶養者のみで構成される世帯は、平等割が半額

未就学児に係る軽減（申請不要）

未就学児の均等割の2分の1を軽減します。

※低所得世帯に対する軽減に該当する場合は、その軽減後の額に未就学児に係る軽減が適用されます。

救済措置としての減免（要申請）

災害などにより担税力が著しく低下した方は、救済措置として条例に基づく減免を受けることができます。

減免に該当しない方で事情により納付が困難な場合は、分割納付ができますのでご相談ください。